第３３回奈良市水道事業懇談会会議の概要	
開催日時	平成２５年２月６日（水）午後２時００分～午後３時４０分
開催場所	奈良市水道局　４階　大会議室
議　　題	(1)　県営水道の新料金制度について (2)　ダム開発による水利権の考え方について (3)　会計制度の変更について (4)　水質試験結果概要及び水質検査計画について
出 席 者	出席委員　１０人・局　９人・事務局　５人
開催形態	公開（傍聴人３人）
担 当 課	業務部経営管理課
質疑要旨 資料（１）	○県営水道の新料金制度について 委　員 ・県水単価の引下げに伴い試算された県水受水費の年間減少額は、約6千万円となっています。費用の減少分は施設更新の財源に充てるということですが、水道料金への反映は考えておられないのでしょうか。 水道局 ・本市は料金収入の落ち込みが大きく、平成24年度の予算と比較して、約1億8千万円の減収となる見込みで、県水の料金値下げでは約6千万円しか減収を埋めることはできません。また、今後増加する施設の更新需要に対応していく必要もあることから、水道料金には反映できないと考えています。 委　員 ・施設の更新は非常に時間のかかる事業であると思いますが、毎年どの程度の事業費が発生する予定ですか。 水道局 ・ダム建設事業割賦負担金の償還が終了するまでは、施設の延命化を図り事業費を抑制していますので、その分の更新事業費を積み増しすると、毎年約30億～35億の費用が発生すると考えています。 ○ダム開発による水利権の考え方について 委　員 ・現状(4)に記載してあるような「新たに水利権を取得する方法として、他の利水者から、過去の水源費用を勘案して、有償で水利権を譲ってもらう」というような事例は具体的にあるのでしょうか。
資料（２） P1	

	水道局 ・今のところ現実にはありません。しかし、河川管理者の許認可権に反することですが、例えば、淀川水系利水者全体で調整し、余っている水については有償で譲渡するとすれば、新たなダムを建設せずに済むかもしれません。こういう時代ですので、有償で水利権を譲渡できるようにする等、水利権のルールを柔軟なものにしたらいいと思います。 委　員 ・ダム建設の費用は、一部補助金もありますが、基本的には事業体が負担することになっています。例えば、県営水道ですとダム開発にかかった費用を計算し、各水道事業体に卸売りをしますが、事業体はさらに自己水等を加味した給水原価を算出し、市民の方々に水道料金を払ってもらっています。つまり末端の水道事業体が全て責任を負う形になっているため、国は何も苦労をしなくていいわけです。しかし、国の認可に基づいて、これまで各事業体が投資をし、確保してきた水量が、結果として需要を大幅に上回っていますので、その責任の一部は国にもあると思います。ですから、水余りに伴い生じている問題点について、国も含めてきちっと話し合い、全体でルールを整理し直す必要があると思います。 水道局 ・河川管理者から、水の余剰について聞かれたとき、水利権が取り消される恐れもあるため、一事業体ではなかなか本音を言いにくいのが現状です。おっしゃるように水系全体での調整が必要になると思います。 委　員 ・今後、積極的に水利権についての話を進めていってもらいたいと思いますが、国とか上のレベルでの調整が必要なことであると思います。そこで、何か手だては考えておられるのでしょうか。 水道局 ・来年度から都祁の簡易水道を上水道として水道局で管理することになりました。都祁簡水はダム直下から取水し、ポンプを使って都祁の浄水場まで送水しているため、多額の電気代を要しています。一方、山添村では、なぜかダム貯水池の表層部から直接水を取水しています。都祁地域も山添村のように、ダム貯水池から直接取水させてくれないかという話をしていこうと思っていますので、そういう話と絡めながら、水利権の一般ルールについて、国に交渉・問題提起していこうと思っています。 〇会計制度の変更について
資料（3） P1～5	委　員 ・今回の改正は、かなり全面的で大きな改正になると思います。そこで、

どういう点が大きな変更になるのか、また、奈良市水道事業会計にとってプラスとなるのか、あるいは課題を抱えることになるのか、具体的に示して下さい。

水道局

・「借入資本金制度の廃止」については、今まで企業債を「借入資本金」として資本に整理していましたが、制度改正により負債に計上することになります。また、ワンイヤールールが適用されるので、1年以内に返済期限が到来する企業債の償還分は、流動負債に計上することになるため、経営上の指標がプラスからマイナスに転換することになります。しかし、これは表示区分が変更になるだけですので、実質的に経営が悪化するわけではありません。

・「みなし償却制度の廃止」については、補助金等相当分の減価償却費が増加しますが、同額を長期前受金として収益に計上するため、差引は何も変わらず、損益には影響しません。

・見かけ上の損益に一番影響があるのは、「退職給付引当金の義務づけ」になると思います。平成25年度から退職給付引当金の一部を計上し、平成26年度には残額を計上するといった二段階で処理を考えています。今まで費用計上していなかったものを、特別損失として一気に計上することになるので、損益勘定が赤字になる可能性が高いです。しかし、現金の支出を伴うものではなく、帳簿上での支出になりますので、実際には何も変わりません。

〇水質試験結果概要及び水質検査計画について

資料（4）
P6～7

委　員

・布目湖における水源水質試験結果で、6月の珪藻類の値が高いように思いますが、これは何か原因があるのでしょうか。また、須川貯水池では流入地点近辺のデータは取っておられないのでしょうか。

水道局

・布目湖0m地点、6月の珪藻類の値の大半はスケレトネマ及びキクロテラが占めております。しかし、これらは浄水処理に影響しておりません。

・須川貯水池は、布目ダムから取水した水を須川ダムで一度貯留し、須川貯水池の水を原水として緑ヶ丘浄水場へ送水する過程のところにあります。0m地点においては検査していますが、導水路に入り込むあたりの水につきましては検査しておりません。

委　員

・平成23年度に限り珪藻類の値が高かったのでしょうか。

	水道局 ・この年度だけを見ると、際だって珪藻類の値が高いように見えますが、平成22年度は全体的に生物総数がかなり高く、計測している4地点において高い値があちこちで見られました。平成23年度は全体的に値が低く6月の珪藻類の値が高く見えてしまうと思われます。経年的に見ると値は高くなく、生物障害も見られず比較的穏やかな年でありました。